特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名			
2	苫小牧市	市民税関連事務	重点項目評価書	

個人のプライバシ一等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、市民税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

平成31年1月4日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		
ш	リスク対策		
IV	開示請求、問合せ		
V	評価実施手続		
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務			
①事務の名称	市民税関連事務			
②事務の内容	地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。市民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。市町村民税および道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。なお、道府県民税については、地方税法第41条により当該市町村の市町村民税の賦課徴収と含わせて賦課徴収等を行うものとされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。 ①課税対象者情報の準備 ②納税者、特別徴収事業者からの各種申告資料の受領 ③生活保護、障害者控除関係情報の確認 ④他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④地市市条例に規定された業務及び各機関に対する所得情報の提供及び移転 <中間サーバーについて>情報提供を少トワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。			
③対象人数	〈選択肢〉[10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 基幹業務システム(個人住民税) ●当初課税準備 ①納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 ②総括表作成機能 総括表を作成する。 ③申告書出力機能 課税対象者に対する個人住民税申告書を出力する。 ④課税資料登録機能 納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 ●当初課税 ①当初課税機能 申告情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。 ②扶養否認登録機能 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。 ③納税管理人登録機能 当初課税対象者が死亡となった場合に、納税管理人を確認し登録を行う。 ④当初通知書作成機能 納税義務者宛の当初納税通知書を作成、通知する。 みなし課税通知(地方税法第294条第3項)を当該他市町村へ通知する。 ⑤みなし課税通知情報登録機能 他市町村から送付されたみなし課税通知情報を登録する。 ⑥調定表(当初)出力機能 当初賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 ●更正 ①未申告/修正申告受付登録機能 未申告者に対する通知の作成、および未申告者からの申告書、または修正申告書等を受付け、登録す ②システムの機能 ②異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特徴義務者からの異動届出を受付け、徴収方法の変更を行う。 ③減免申請受付登録機能 -減免の申請を受付け、審査結果を登録する。 ④更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。 ⑤更正通知書作成機能 -税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成、通知する。 ⑥調定表(更正)出力機能 ●発行 ①各種証明書発行機能 所得証明書・課税(非課税)証明書を作成、交付する。 ②通知書発行機能 納税通知書、納税変更通知書、所得照会書を作成、通知する。 ●照会 ①賦課情報照会機能 課税台帳より、所得、控除、税額、期割等を照会する。 事業所情報を照会する。 ●統計 ①統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報資料を作成する。 [〇] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム] 住民基本台帳ネットワークシステム 「〇] 既存住民基本台帳システム

③他のシステムとの接続

[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム

基幹業務システム(国民年金システム、国民健康保険システム)、介護保険 システム、後期高齢者医療システム、障害福祉システム、児童福祉システム、児童福祉システム、児童手当システム、福祉医療システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、団体内統合宛名システム

システム2			
①システムの名称	基幹業務システム(収納管理)		
②システムの機能	●賦課情報取込 ①賦課情報登録機能 個人住民税業務より、賦課情報を受け取り、収納情報に登録する。 更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 ●収納 ①消込機能 納税義務者または各機関より各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ②還付、充当機能 遠付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を通知する。 充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ③督促 催告機能 納期限を過ぎても納付が行われていない納税者を抽出し、程促状を出力する。 40口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録。 変更、取消を行う。 ●滞納繰越 ①滞納繰越 ①滞納繰越 ①清納繰越 ⑥清納線越機能 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 ●発行 ②各種証明書発行機能 納税(付)証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ②納付書再発行機能 ●照会 ①収納情報照会機能 該当の者に対する、課税・収納情報等を照会する。 ●会計資料作成 収入日計表、収納月計表等の各種会計資料を作成する。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム		

システム3			
①システムの名称	基幹業務システム(滞納管理)		
②システムの機能	●滞納整理 ①滞納者登録機能 収納情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。 ②催告機能 替促を促しても納付しない納税者に対して、催告書を出力する。 ③和談対応機能 納税者より徴収猶予の申請を受付け、審査結果を登録する。 納税義務者の納稅計画に対する納稅誓約書を受け取り、情報を管理する。 納稅義務者の納稅計画に対する納稅誓約書を受け取り、情報を管理する。 ・ 決力機能 収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。 ・ 交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。 ・ 支付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。 ・ 差押引、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。 交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。 財産信報及び滞納情報に基づき、差押書を作成し、滞納者へ通知する。 財産信報及び滞納情報に基づき、差押書を作成し、滞納者へ通知する。 財産情報及び滞納情報に基づき、差押書を作成し、滞納者へ通知する。 財産信報及び滞納情報に基づき、滞納者に換価通知書を送付して、公売を行い、換価情報を登録する。 ・ 執行停止 ア・教行を止し、資力なし等の徴収不能者に対して、滞納処分の執行を停止し執行停止情報を登録する。 ・ 執行停止 第十年末の、財産なし、資力なし等の徴収不能者に対して、滞納処分の執行を停止し執行停止情報を登録する。 ・ 決算 ①不納欠損 執行停止及び時効により納税義務が消滅した時、滞納情報から該当データを抹消する。 ②滞納繰越加書等を作成、交付する。 ②納付書再発行機能 ● 照会 ① 清納納情報照会機能 該当の者に対する、滞納情報等を照会する。 ● 統計資料作成 必要な統計資料を作成し、該当期間に報告する。		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム		

システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
	●地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び 効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月 から運用が開始されたシステムである。 ●このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・
	■このシステムでは、回足員性代(資却員性)、事業が代の中古、和子文仏報告書等の提出、各種申請・ 届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。
	●地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。
	●審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ 等
②システムの機能	②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等
	●審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 ③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。等の機能がある。
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[〇] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
	●国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。
	●国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システム(eLTAX)に送付される。
②システムの機能	●国税連携システム(eLTAX)には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ②他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)

システム6			
①システムの名称	団体内統合宛名システム		
②システムの機能	①団体内統合宛名番号管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 ・氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ③中間サーバー連携機能 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()		
システム7			
①システムの名称 	中間サーバー		
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため に利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能 情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、行号取得のための情報等について連携するための機能。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗会した情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ②アータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 ③職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 ⑩システム管理機能		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()		

システム8			
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム		
②システムの機能	①本人確認情報の送信 ・既存住民基本台帳において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 ・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、掲示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カード等を刑した転入(特例転入) ・転入の屈出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 ④本人確認情報検索 ・統合端末において入力された氏名、住所、性別、生年月日(以下、「4情報」という。)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤地方公共団体情報システム機構への情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑥本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルをび地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県中一バ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ⑦送付先情報通知 ・個人番号の通知に係る事務の委任先である地方公共団体情報システム機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カードを付申請書」という。等を送付するため、既存住民基本台帳システムとの当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出、当該情報を、地方公共団体情報システム機構が設置、管理する個人番号カード管理システムに通知する。 ⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 ・地方公共団体情報システム機構が設置、管理する個人番号カード管理システムに過れる。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (団体内統合宛名システム)		
システム9			
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))		
②システムの機能	●住民票の照会 ・住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する機能		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()		

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)課税対象者情報ファイル
- (2)課税資料ファイル
- (3)課税台帳情報ファイル
- (4)収納情報ファイル
- (5)滞納情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

〇番号法

第9条第1項 別表第1(項番16)

〇番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	<情報照会の根拠> 〇番号法第19条第7号 別表第2(項番27) 〇番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、3 1、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、7 4、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、1 17、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部市民税課、財政部納税課
②所属長の役職名	財政部市民税課長、財政部納税課長

7. 他の評価実施機関

特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)課税対象者情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 10万人以上100万人未満] 2)10万人以上100万人未满 3)10万人以上100万人未满 4)100万人以上1,000万人未满 5)1,000万人以上 賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人又は本市に住所を有しない個人で、本市に事業 ③対象となる本人の範囲 ※ 所又は家屋敷を有する者。 個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条、第45条の2、294条及び 317条の2並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に その必要性 伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「番号整備法」という。)14条等に基づき申告情報を保有す <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 •識別情報 [O] 個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) 「 ○] その他住民票関係情報 •業務関係情報 主な記録項目 ※ [〇] 地方税関係情報 Γ]健康•医療関係情報] 国税関係情報 []児童福祉・子育て関係情報] 医療保険関係情報 [] 障害者福祉関係情報] 生活保護・社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 []年金関係情報] 学校•教育関係情報 Γ

)

|別添1を参照。

平成28年1月

財政部市民税課

その妥当性

全ての記録項目

5保有開始日

⑥事務担当部署

] 災害関係情報

個人番号:対象者を正確に特定するために保有する

その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために保有する

その他住民票関係情報:納税者と配偶者および扶養者との関係を把握するために保有する

基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する

地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する

] その他 (

3. 特定個人情報の入手・使用					
			[]本人又は本人の代理人		
			 [〇] 評価実施機関内の他部署 (住民課、資産税課)		
<u> </u>	_		│ │ []行政機関・独立行政法人等 () │		
①入引	手元 ※		 [] 地方公共団体・地方独立行政法人 ())		
			 [] 民間事業者 ())		
			[]その他()		
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ		
			 [] 電子メール		
②入 引	₣方法		 []情報提供ネットワークシステム		
			[]その他()		
③使用	 月目的 <u>※</u>		市民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行うための課税対象者を管理するため。		
		使用部署	財政部市民税課		
④使月	月の主体	使用者数	<選択肢> 「 10人以上50人未満		
			課税対象者(納税義務者)の管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う		
⑤使用	8七注		・1月1日現在、住民登録されている者		
	77774		・1月1日現在、事務所・家屋敷を所有している者で、本市に住所がない者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者		
情報の突合		の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する		
6使月	開始日		平成28年1月		
4. 特	定個人作	青報ファイル	の取扱いの委託		
未 託 4	〜		(選択肢> (選択肢> (要託する) (要託する) (要託しない)		
安託り)有無 ※		(4)件		
委託	事項1		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務		
①委託内容			基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理		
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>		
③委託先名			日本電気株式会社		
再	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない		
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承 諾する。		
	⑥再委託事項		NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ		

委託事項2		基幹業務システム(個人住民税)のオペレーション業務			
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委詰		株式会社I・TECソリューションズ			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項3	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務			
①委i	千内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委詞		NECソリューションイノベータ株式会社			
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項4	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務			
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理			
②委託先における取扱者数		 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 			
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ			
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件 []行っていない
提供先1	他市区町村
①法令上の根拠	地方税法第294条
②提供先における用途	二重課税とならないよう、賦課住所地を把握する
③提供する情報	市民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	市内に住民票はないが、賦課期日(1月1日)時点で居住していた課税対象者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
6提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	毎年1月~3月の申告受付期間・随時
6. 特定個人情報の保管・	
保管場所 ※	<本市における措置> ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

課税対象者情報ファイル(抜粋)

1	課税年度
2	宛名番号
3	個人番号/法人番号
4	氏名
5	住所
6	生年月日
7	性別
8	世帯番号
9	続柄
10	世帯主名
11	納税義務者
12	更新年月日
13	更新職員ID

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定	個人情報ファイル	名
(2)課税資	資料ファイル	
2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 <u>※</u>	<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人若しくは本市に住所を有しない個人で本市に事業 所又は家屋敷を有し、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書 等)があった者及びその扶養者。
	その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条、第45条の2、294条及び 317条の2並びに番号整備法14条等に基づき申告情報を保有する。
4記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 *業務関係情報 [○]地方税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]を療保険関係情報 [○]児童福祉・子育て関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [○]ぞの他 (○)
	その妥当性	個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する (以降、宛名番号と表記) その他住民票関係情報:納税者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報及び課税情報を保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開	始日	平成28年1月
⑥事務担当部署		財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用					
		[〇]本人又は本人の代理人			
		[]評価実施機関内の他部署 ()			
①入手元 ※	<u> </u>	[O]行政機関·独立行政法人等 (税務署、年金保険者)			
	、	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市区町村)			
		[]民間事業者 ()			
		[]その他()			
		[O] 紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ			
②入手方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム			
		[]情報提供ネットワークシステム			
		[O] その他 (電子ファイル(eL-TAX、e-Tax、給与支払報告書等)			
③使用目的	*	申告書等に記載された納税義務者及び扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。			
	使用部署	財政部市民税課			
④使用の主	本 使用者数	<選択肢>			
⑤使用方法		1 給与支払報告書の登録 ・特徴事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 2 公的年金支払報告書の登録 ・年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 3 確定申告書の登録 ・税務署、市町村窓口、e-Tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 4 二重扶養者の確認 ・申告書に記載された扶養者情報について、本市及び他市区町村において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を利用して確認する。			
情	報の突合	(1)各種報告書、申告書情報を納税義務者で突合し、併徴者を確認する。(上記1、2、3) (2)同一世帯の納税義務者で本市及び他市区町村の申告情報に記載された扶養者情報に、同一個人が二重登録されていないか確認する。(上記4)			
⑥使用開始日		平成28年1月			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件			
委託事項1		基幹業務システム(個人住民税)の保守業務			
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委託先名		日本電気株式会社			

再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承 諾する。
	⑥再委託事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ
委託	事項2	基幹業務システム(個人住民税)のオペレーション業務
①委言	托内容	基幹業務システム(個人住民税)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など
②委i	毛先における取扱者数	<選択肢>
③委i	托先名	株式会社I・TECソリューションズ
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項3	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務
①委訂	千内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項4	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務
①委詰	托内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項5		課税資料データファイル作成業務				
①委託内容		給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書の電子データファイルへのパンチ入力処理				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委訂	托先名	毎年度入札により委託契約を締結する				
田	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
再 委 託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
委託	事項6	審査システム及び国税連携システム(eLTAX)運用管理業務				
①委詢	托内容	審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の保守・運用管理業務				
②委言	壬先における取扱者数	<選択肢>				
③委訂		株式会社HARP				
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
再 委 託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
5. 犋	詩定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・	移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない				
提供	 先 .1	他市区町村				
	う う上の根拠	地方税法317条の6				
_	共先における用途	賦課住所地となる他市区町村で申告情報の登録を行うため				
3提供	供する情報	地方税関係情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		紙による申告資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)で提出されたもののうち、他市区町村 に課税資料回送すべき対象者				
⑥提供方法		[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]紙 []その他 ()				
⑦時期·頻度		毎年1月~3月の申告受付期間・随時				

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

- ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスには
- ID/パスワードの認証が必要となる。
 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管す る。

7. 備考

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

課税資料ファイル

	項目名		項目名		項目名
1 課税年		65	先物取引所得	129	寄附金支払額(募金・日赤)
2 宛名番	号	66	先物取引課税所得	130	1号支払額
3 更新年		67	分離株式譲渡所得(未公開)	131	2号支払額 3号支払額
4 更新職	員ID	68	分離株式譲渡所得(上場)	132	3号支払額
5 資料区	分	69	分離配当所得	133	短期保険料
8 資料管	理番号	70	分離配当課税所得	134	旧一般生命保険料
7 納税者		71	株式譲渡繰越控除	135	地震保険料
3 事業所	番号	72	先物取引繰越控除	136	新一般生命保険料
控除対	象配偶者区分	73	居住用財産繰越控除	137	新個人年金保険料
0 本人該		74	配当所得	138	」介護医療保険料
1 配偶	者未成年区分	75	非居住特例	139	国民年金保険料等の金額
2 障害	区分	76	変動所得	140	医療費補てん額
3 老人	・寡婦・勤労学生区分	77	前年変動所得	141	寄附金支払額(所得税)
4 扶養人	数	78	前々年変動所得	142	寄附金支払額(地方税)
5 特定		79	臨時所得	143	控除金額
6 年少		80	平均課税対象額	144	<u> </u>
7 老人		81	純損失	145	医療費控除
8 老人		82	雑損失	146	
9 その		83	総所得金額等	147	小規模共済掛金控除
) 扶養障	害人数	84	一般給与所得	148	生命保険料控除
1 特別	障害者人数	85	公的年金所得	149	1 指害保険料控除
2 普通	障害者人数	86	その他雑所得	150	字附金控除 字附金控除
3 扶養者	情報	87	免税所得	151	寄附金控除 寄附金控除(所得税)
4 扶養	者の宛名番号	88	特例肉用牛所得(売却額)	152	老年者控除
4	者の個人番号	89	土地等事業所得	153	寡婦·寡夫控除
5	区分	90	超短期土地等事業所得	154	
7 所得金	が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	91	非課稅所得	155	
8 営業	等所得	92	特例肉用牛課税所得	156	配偶者控除
9 農業	所得	92	収入金額	157	配偶者特別控除
り 長木	他事業所得	94	営業等収入	158	扶養控除
	産所得	95		159	
			展案収入 その他事業収入		
2 利子	·所得	96	てい心尹未収八	160	比例年日前別符 東谷字协院会計類
	所得(所得税)	97	不動産収入	161 162	専従者控除合計額 地電保险料物险
4 給与	.所得	98	利子収入		地震保険料控除
5 雑所	· 侍 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	99	配当収入		特別控除額
6 総合	短期譲渡所得	100	給与収入	164	
7 総合	·長期譲渡所得	101	雑収入(公的年金)	165	住宅取得等特別控除
8 一時	所得	102	雑収入(その他)	166	
9 長短	期一時所得1/2	103	分離株式譲渡収入(一般)	167	災害減免額
0 分離	短期譲渡特別控除前(一般)	104	分離株式譲渡収入(新株)	168	
1 分離	短期譲渡所得(一般)	105	退職収入	169	定率減税額
2 分離	短期譲渡特別控除前(軽減)	106	専従者給与収入	170	分離短期譲渡特別控除(一般)
3 分離	短期譲渡所得(軽減)	107	専従者給与所得	171	分離短期譲渡特別控除(軽減)
4 分離	短期譲渡課税所得	108	先物取引収入	172	分離長期譲渡特別控除(一般)
5 分離	長期譲渡特別控除前(一般)		分離株式譲渡収入(未公開)	173	分離長期譲渡特別控除(特定)
6 分離	長期譲渡所得(一般)	110	分離株式譲渡収入(上場)	174	分離長期譲渡特別控除(軽課)
71 分離	:長期譲渡特別控除前(特定)	111	分離配当収入	175	山林所得特別控除
8 分離	長期譲渡所得(特定)	112	総合短期譲渡収入	176	総合譲渡特別控除
	長期譲渡特別控除前(軽課)	113	総合長期譲渡収入	177	
0 分離		114	一時収入	178	
	長期譲渡課税所得		分離短期譲渡収入(一般)	179	住宅借入金等特別控除可能額
	未式譲渡所得(一般)	116	分離短期譲渡収入(軽減)	180	電子証明書等特別控除
3 分離	株式譲渡所得(新株)	117	分離長期譲渡収入(一般)	181	住宅借入金等特別控除見込額
1 分離	未式譲渡所得	118	分離長期譲渡収入(特定)	182	長期優良住宅新築等特別税額控除
5 分離	未式譲渡課税所得	119	分離長期譲渡収入(軽課)	183	既存住宅特定改修特別税額控除
	听得特別控除前	120	山林収入	184	認定NPO法人等特別税額控除
7 山林月	听得	121	支払金額	185	配当割
3 山林語	果税所 得	122	医療費支払額	186	
退職所	听得	123	旧個人年金保険料	187	特定支出控除
0 退職	果税所得	124	旧長期保険料	188	退職所得控除額
1 総合記	果税所得	125	社会保険料	189	外国税額控除対象額(道府県民税)
2 総合知	豆期譲渡特別控除前	126	寄附金支払額(特例控除)	190	
		$\overline{}$	寄附金支払額(市町村指定)	-	
	長期譲渡特別控除前	127	有例亚义仏创(川川村)相足/	191	投資・リース税額控除

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)課税台帳情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	<選択肢>	
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人又は本市に住所を有しない個人で、本市に事業 所又は家屋敷を有し、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書 等)があった者及びその扶養者。	
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条、第45条の2、294条及び 317条の2並びに番号整備法14条等に基づき申告情報を保有する。	
④記録される項目	<選択肢> [100項目以上 100項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○○]個人番号 [○]をの他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 *・業務関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]を療保険関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報 [○]ぞの他 (○) 	
その妥当性	個人番号:課税情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号 (宛名番号)を保有する。 地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。	
全ての記録項目	別添1を参照。	
5保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	財政部市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇]本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 ()	
			[O]行政機関·独立行政法人等 (税務署、年金保険者)	
	手元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市区町村)	
			[]民間事業者 ()	
			[]その他()	
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
			[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入=	F万法		[〇]情報提供ネットワークシステム	
			[〇] その他 (電子ファイル(eL-TAX、e-Tax、給与支払報告書等)	
③使月	用目的 ※		申告書等に記載された納税義務者及び扶養者の個人情報を保持し、申告書の名寄せ及び扶養者の確認に利用する。	
		使用部署	財政部市民税課	
④使月	用の主体	体田老粉	<選択肢>	
		使用者数	[10人以上50人未満] 10人以上100人未満 27,10人以上50人不過 27,10人以上500人未満 30,50人以上100人未満 40,100人以上500人未満 50,500人以上1,000人未満 60,1,000人以上	
⑤使用方法			1 当初課税・申告情報等の各資料の合算を行い、課税台帳を作成する。2 更正・申告書の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、申告書・申請書等に記載された個人番号で検索し、修正対象者の特定を行う。	
情報の突合		の突合	1 当初課税 ・申告情報を合算するにあたり、個人番号を利用して各種申告資料の名寄せを実施する。 2 更正 ・申告書、申請書等に記載された個人番号を利用して、当初課税の際に作成した課税台帳の検索を行い、修正したい情報の正確性を確保している。	
6使月	用開始日		平成28年1月	
4. 犑	定個人作	青報ファイル		
委託0	の有無 ※		[委託する] < 3	
委託事項1			基幹業務システム(個人住民税)の保守業務	
①委詢	托内容		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>	
③委託先名			日本電気株式会社	
田	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承 諾する。	
	⑥再委訊	事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ	

委託事項2		基幹業務システム(個人住民税)のオペレーション業務					
①委託内容		基幹業務システム(個人住民税)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など					
②委託先における取扱者数		<選択肢>					
③委詰	托先名	株式会社I・TECソリューションズ					
声	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
再 委 託	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	事項3	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務					
①委詰	托内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理					
②委i	托先における取扱者数	<選択肢>					
③委詞	托先名	NECソリューションイノベータ株式会社					
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
再 委 託	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	⑥再委託事項 事項4	基幹業務システム(個人住民税)の保守業務					
		基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理					
①委言	事項4						
①委言	事項4 托内容	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 (選択肢>					
①委ii ②委ii ③委ii	事項4 托内容 托先における取扱者数	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理					
①委言	事項4 托内容 托先における取扱者数 托先名	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社I・TECソリューションズ (選択肢> 1) 再条託する 2) 再条託したし					
①委ii ②委ii ③委ii	事項4 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社I・TECソリューションズ (選択肢> 1) 再条託する 2) 再条託したし					
①	事項4 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社I・TECソリューションズ (選択肢> 1) 再条託する 2) 再条託したし					
①委言 ②委言 ③委言 5. 特	事項4 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 (選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 株式会社I・TECソリューションズ (選択肢> 1)再委託する 2)再委託しない					
①委言 ②委言 ③委言 5. 特	事項4 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 「定個人情報の提供・ 移転の有無	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 [10人未満] (3) 50人以上100人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上 株式会社I・TECソリューションズ [再委託しない] (3) 再委託する (2) 再委託しない 移転(委託に伴うものを除く。) [O] 提供を行っている (56) 件 [O] 移転を行っている (8) 件					
① 全 3 季 5 . * * ! ! ! ! ! ! ! ! ! !	事項4 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 「定個人情報の提供・ 移転の有無	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 [10人未満] (3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 (5) 6) 円 (5) 再委託しない 移転(委託に伴うものを除く。) [○] 提供を行っている (56) 件 [○] 移転を行っている (8) 件 [○] 行っていない					
① 全 3 季 5 . 特 提供 1 提供	事項4 托内容 托先における取扱者数 托先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 F定個人情報の提供・ 移転の有無 先1	基幹業務システム(個人住民税)の改修・保守業務全般、各種処理 <選択肢> 2) 10人以上50人未満 [10人未満] 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社I・TECソリューションズ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 移転(委託に伴うものを除く。) [O] 提供を行っている (56) 件 [O] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない 番号法第19条第7号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1(情報照会者欄参照))					

④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	別紙1(特定個人情報欄)参照			
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())			
⑦時期·頻度	毎年1月~3月の申告受付期間・随時			
移転先1	市民生活部 国保課			
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例			
②移転先における用途	国民健康保険関連事務、国民年金関連事務			
③移転する情報	市民税関係情報			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの			
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())			
⑦時期·頻度	照会を受けた都度			
移転先2	市民生活部 高齢者医療課			
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例			
②移転先における用途	後期高齡者医療関連事務			
	後期高齢者医療関連事務			
③移転する情報	市民税関係情報			
③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数	市民税関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満			
④移転する情報の対象となる	市民税関係情報 <選択肢>			
④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	市民税関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 			

移転先3	福祉部 介護福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例		
②移転先における用途	介護保険関連事務		
③移転する情報	市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
○ 49 ±= + :+	[]電子メール		
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	照会を受けた都度		
移転先4	福祉部 障がい福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例		
②移転先における用途	障がい福祉関連事務、特別児童扶養手当等支給関連事務、重度心身障害者医療費助成関連事務		
③移転する情報	市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの		
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	照会を受けた都度		
移転先5	健康こども部 こども支援課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例		
②移転先における用途	児童手当等支給関連事務、ひとり親家庭等医療費助成関連事務、乳幼児等医療費助成関連事務、 母子家庭等児童入学援助金関連事務		
③移転する情報	市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの		

	[〇]庁内連携システム []専用線
@1#±-+\+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
移転先6	健康こども部 こども育成課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	子ども・子育て支援制度関連事務
③移転する情報	市民税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの
	[O]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○竹夕半ムノブ	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
移転先7	健康こども部 健康支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	健康管理関連事務
③移転する情報	市民税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊕19∓A/JIA	[] フラッシュメモリ [〇] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

移転先8	都市建設部 住宅課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1、苫小牧市個人番号の利用に関する条例		
②移転先における用途	市営住宅管理関連事務		
③移転する情報	市民税関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	課税台帳ファイルに記録されるもの		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())		
⑦時期·頻度	照会を受けた都度		
6. 特定個人情報の保管・	消去		
保管場所 ※	<本市における措置> ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。		
7. 備考			

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳情報ファイル

2 型名香号	台	帳情報ファイル						
2 知名書号 66 山林所得特別陰節 130 山林原公 144 及		項目名		項目名		項目名		項目名
3 個人番号(※) 67 山林所得 131 支払金額 165 配当期 165 配当期 165 更新胜和 165 更新比较 165 更新的特别 165 更新比较 165 更新的特别 165 更新的生物的特别 165 更多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多多	1	課税年度	65	分離株式譲渡課税所得	129	分離長期譲渡収入(軽課)	193	既存住宅特定改修特別税額控除
3 個人書句(※) 67 山林所得 131 支払金額 155 展現其程目 66 山林謹和所得 132 医療教支払額 157 機定工程的所得到 69 山林芹科 132 医療教支払額 157 機定工程的所得到 69 山林芹科 132 医療教支払額 157 機定工程的所得到 69 山林芹科 132 任意外表 157 山林芹科树 158 山林芹科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科科科 158 山林芹科科科 158 山林芹科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科科	2	宛名番号	66	山林所得特別控除前	130		194	認定NPO法人等特別税額控除
5 更新順員D 69 退職所停 133 日間人年金保終料 197	3	個人番号(※)	67	山林所得	131	支払金額	195	
5 更新順員D 69 退職所停 133 日間人年金保終料 197	4	更新年月日	68	山林課税所得	132	医療費支払額	196	株式譲渡所得割
2	5	更新職員ID	69	退職所得	133	旧個人年金保険料	197	特定支出控除
報告配合分	6	課税所得情報	70	退職課税所得	134	旧長期保険料	198	退職所得控除額
9 事業所著号 72 総合性期譲渡特別座除前 137 6 高州金支北越信 特別控除 202 75 20 10 資料管理番号 74 - 時所得特別控除前 137 6 常校 25 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		課税区分		総合課税所得	135	社会保険料	199	
9 事業所書号 73 総合長期譲渡特別控除前 138	_			総合短期譲渡特別控除前	_		-	
10 食料管理等	-	事業所番号		総合長期譲渡特別控除前	_	寄附金支払額(市町村指定)	_	
11 空除対象配偶者区分	$\overline{}$	<u> </u>		一時所得特別控除前	_	寄附金支払額(道府県指定)	_	
12		控除对象配偶者区分		先物取引所 得		客附金支払額(募金·日赤)	-	
33					_	1号支払額	_	分離長期謹渡所得税額
15 表表人專屬-動野学生区分 79 分離配当腓稱 143 短期保険料 207 遠離所得稅值 145 技養人數 30 分離配当腓稅所得 144 145 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146 146		<u> </u>		分離株式鐘渡所得(未公開)		2是支払額	_	分離投 列級/及所符/范 頓 分離株式蓬渡所得税類
5	$\overline{}$			公鄭井式譲渡が下へ、大五州/	_	3.异支払額	-	山林祈得铅頞
16 技養人数				人 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	_	55 大		11 中心根
15 特定	$\overline{}$			一			_	坐
18	$\overline{}$	大食八数 杜宁		力性的与体化力分		10 放工的体质性	_	心口 / 1 付加的 关口 記 组 铅 姑
19 老人同居 83 居住用財産機越控除 147 新個人年金保険料 211 源泉像収税額 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 148 1	$\overline{}$			休 1	_	型层体楔科	_	左列州特代银
20 を人 84 配当所得 148 介護医療保険料等の金額 217 中告納税額 221 夫死障害人数 96 変動所得 150 医療養補て人類 214 遠付所得税額 225 株原障害人数 98 前々年変動所得 150 医療養補て人類 215 空肺の胃所得税額 225 補別障害者人数 98 前々年変動所得 152 不能変数 153 医性性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性炎性	$\overline{}$			<u> </u>	_	新一般生 中 体陕科	-	一
21				古仕用別生裸越控除		<u>新饱入平金体陕科</u>	_	源永 镇 以忧頟
22 扶養障害人数	$\overline{}$			配当所侍	_	介護医療保険料	_	中古洲祝祖
33 特別障害者人数	$\overline{}$	その他				国氏年金保険料寺の金額	_	<u> </u>
24 普通障害者人数 88 前々年変動所得 152 容所金支払額(地方税) 217 過行長期間隔(密)動 損害割 225 粉重所異人類 90 平均葉税対象額 154 雑損疣除 218 1号源泉彼収税額 277 所得割額 91 純損失 155 経療養験 219 2号源泉彼収税額 271 所得割額 91 純損失 155 社会保険料控除 210 2号源泉彼収税額 271 所得割額 92 雑損失 156 社会保険料控除 220 3号源泉彼収税額 93 総所得金額等 157 小規模共済對金控除 220 3号源泉彼収税額 95 公的年金所得 158 生命保険料控除 221 定率减税後所得税額 93 所得割額 93 総所得金額等 157 小規模共済對金控除 221 定率减税後所得税額 95 公的年金所得 159 協會健康 222 特例肉用牛所得税額 221 管金物肉用牛所得税额 95 公的年金所得 159 協會健康 222 特例肉用牛所得税额 226 替别被収 956 全の他維所得 160 高附金控除 224 必接着 33 特別微収 97 免税所得 150 高财金控除所得税 226 给合短期譲渡必要経費 33 特別微収 97 免税所得 160 高附金控除 226 総合長期譲渡必要経費 33 特別微収 97 免税所得 160 高附金控除所得税 226 総合長期譲渡必要経費 37 所得金額 100 超短期土地等事業所得 161 3. 募婚・募夫控除 227 一時必要経費 167 高財金稅 100 超短期土地等事業所得 168 高野金稅 227 一時必要経費 167 高野金稅 100 超短期土地等事業所得 168 高野金稅 229 分離長期譲渡必要経費 621 持例内由牛联税所得 166 合性原素 230 分離長期譲渡必要経費 621 持例内由牛联税所得 166 医操素収入 168 基礎程除 230 分離長期譲渡必要経費 621 有例内的用牛踩板所得 166 全心他事業所得 168 法要等収入 168 基礎程除 230 分離長期譲渡必要経費 (程減 利子所得所得税) 107 不動産収入 171 配偶者控除 231 分離長期譲渡必要経費 (程減 利子所得所得税) 107 不動産収入 171 配品等特別控除 236 从未工譲渡及必要経費 (一般) 50 分離長期譲渡取入(一般) 108 所得所得的控除 237 殊式譲渡必要経費 (一般) 50 分離長期譲渡取入(一般) 109 分離長期譲渡取入(一般) 分離核或額度収入(元稅) 分離長期譲渡取入(一般) 50 分離長期譲渡取入(一般) 分離長期譲渡取入(一般) 分離核或額度収入(一般) 分離長期譲渡取入(一般) 分離機素前腹膜及入(一般) 分離長期譲渡取入(一般) 分離長期譲渡取入(一般) 分離長期譲渡取入(一般) 108 分離長期譲渡降所得(一股) 108 分離長期譲渡取入(一般) 109 分離長期譲渡取入(一般) 109 分離長期譲渡取入(極健脾) 126 分離長期譲渡取入(地) 108 任宅和産改修特別控除 259 分離長期譲渡所得(中限) 120 分離長期譲渡収入(一般) 108 分離長期譲渡取入(一般) 109 分離長期譲渡収入(一般) 109 位本分離を持別控除 259 分離長期譲渡所得 125 分離長期譲渡収入(108 位本分解析)控除 259 分離長期譲渡所得 125 分離長期譲渡収入(108 位本分解析)控除 259 分離長期譲渡の所得 125 分離長期譲渡収入(108 位本分析)控除 259 分離長期譲渡所得 125 分離長期譲渡収入(108 位本分析)控除 259 分離長期譲渡の所得 125 分離長期譲渡収入(108 位本分析)控除 259 分離長期							_	遠付所得柷頟
25 都道府県民税額 89 臨時所得 153 控除金額 217 運付光治可能館(配当前)譲渡割 265 均等前額 90 平均課稅対象額 154 推理控除 218 1号源、東坡収稅額 91 純損失 155 医療養控除 219 2号源東懷収稅稅額 93 添所得金額等 157 小規模共済掛金控除 220 3号源東懷収稅稅額 93 公所得書額 94 一般給与所得 158 生命保険料控除 221 空事源稅稅稅稅額 94 一般給与所得 158 生命保険料控除 222 中告所得稅額 95 公的年金所得 159 損害保険料控除 223 特別內用干所得稅額 95 公的年金所得 150 寄附金控除 224 必要経費 1年稅額 95 公的年金所得 150 寄附金控除 224 必要経費 1年稅額 97 免稅所得 150 寄附金控除 224 必要経費 156 公本年符額 98 特例肉用干所得(売却額 160 素附金控除 225 総合長期譲渡必要経費 225 総合長期譲渡必要経費 156 公年所得算出稅額 99 土地等事業所得 153 募辦・募夫控除 227 一時必要経費 156 公年所得算出稅額 100 超短期土球等事業所得 156 陸書者控除 228 分離短期譲渡必要経費(一般 237 所得金額 101 非課稅所得 155 陸書者控除 229 分離短期譲渡必要経費(一般 237 所得金額 101 非課稅所得 155 陸書者控除 229 分離短期譲渡必要経費(一般 237 所得金額 101 非課稅所得 156 陸書者控除 229 分離短期譲渡必要経費(一般 237 所得金額 107 配偶者等別控除 238 扶養控除 239 分離長期譲渡必要経費(一般 247 松与所得 106 その他事業収入 170 配偶者等別控除 231 分離長期譲渡必要経費(年報) 173 財子所得 106 その他事業収入 170 配偶者等別控除 231 扶索武譲逐必要経費(上制) 173 財子所得 106 不動産収入 171 申請保育(所得稅) 231 株式譲渡必要経費(上制) 184 公長規譲渡所得 110 数与収入 173 性期保険(主) 235 於為長期譲渡所得 126 分離短期譲渡所得除 127 分離長期譲渡所得除 237 株式譲渡必要経費(一般) 分離長期譲渡所得(申报) 107 分離長期譲渡所得除(種) 127 分離長期譲渡所得 138 分別業稅額接換利控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(金) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 127 分離長期譲渡時別控除(長) 128 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(手) 129 分離未式譲渡収入(一般) 170 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(土) 129 分離長期譲渡時別控除(長) 分離長期譲渡時別控除(長) 129 分離長期譲渡時別控除(長) 129 分離長期譲渡時別控除(長) 129 分離長期譲渡時別控除(長) 129 分離長期譲渡時別控除(長) 129 分離長期譲渡時別控除(基) 129 分離長期譲渡時別控除(基) 129 分離長期譲渡時別控除(基) 129 分離長期譲渡時別控除(基) 129 分離長期譲渡時別控除(基) 129 分離長期譲渡時別控除(長) 129 分離長期譲渡時所得 110 日本に任意が開始 129 分離短期譲渡時所得 129 分離短期譲渡時所得 129 分離短期譲渡時所得 129 分離短期譲渡必要経費(日本に任意が開始 129 分離短		特別障害者人数		前年変動所得		寄附金支払額(所得税)		先物取引所得税額
19年割額 90 平均課税対象額 154 組損控除 218 1号源泉徴収税額 27 所得割額 91 非損失 155 医療費控除 219 2号源泉徴収税額 226 液明有金額等 157 小規模共資財金控除 220 3号源泉徴収税額 226 次明有額額 93 終所得金額等 157 小規模共済財金控除 221 定率源税後所得税額 94 一般給与所得 158 生命保険料理除 222 写海税 237 等例周用午所得税額 95 公的年金所得 159 損害保険料理除 223 特例成用午所得税額 31 年税額 95 公的年金所得 159 損害保険料理除 224 次要経費 237 特別效収 97 免税所得 160 寄附金控除 224 次要経費 324 年金特徴 98 并例内用中所得(売却額) 162 老年者控除 225 総合長期譲渡必要経費 256 総合年所得算出税額 100 起租用土地等事業所得 163 第第等主控除 227 一時必要経費 257 分離短期譲渡必要経費 268 公年所得算出税額 100 財課税所得 165 医常管理除 229 分離短期譲渡必要経費 230 分離長期譲渡必要経費 240 その他事業 167 日 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167 167				前々年変動所得		寄附金支払額(地方税)	_	
27		都道府県民税額		臨時所得		控除金額		還付充当可能額(配当割・譲渡割)
28	26	均等割額	90	平均課税対象額	154	雑損控除	218	1号源泉徴収税額
28 市町村民税額 92 雑損失 156 社会保険料控除 220 3号源泉飲収税額 23 59 49 94 一般給与所得 158 生命保険料控除 222 定率減減後所得税額 94 一般給与所得 158 生命保険料控除 222 中告所得税額 95 公的年金所得 159 損害保険料控除 222 中告所得税額 23 特別敬収 96 その他財所得 160 寄附金控除 234 必要終費 33 特別敬収 97 免税所得 161 寄附金控除 234 必要終費 34 年金特徵 98 特例肉用牛所得税額 161 寄附金控除 242 必更終費 34 年金特徵 98 特例肉用牛所得代稿 161 寄附金控除 226 総合短期譲渡必要経費 37 76 76 76 76 76 76 76	27	所得割額	91	純損失	155	医療費控除	219	2号源泉徴収税額
93 終所得金額等	28	市町村民税額	92	雑損失	156	社会保険料控除	220	3号源泉徴収税額
94	29	均等割額	93	総所得金額等	157	小規模共済掛金控除	221	定率減税後所得税額
159	30	所得割額	94		158	生命保険料控除	222	申告所得税額
224 必要経費 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 225 2	31	年税額	95	公的年金所得	159	損害保険料控除	223	特例肉用牛所得税額
161 各的金控除 所得稅 225 総合短期譲渡必要経費 33 年金持徵 98 特別兩用牛所得(売却額) 162 老年者控除 226 総合長期譲渡必要経費 227 一時必要経費 35 公年所得算出税額 99 土地等事業所得 163 寡婦.勇夫控除 227 一時必要経費 36 84年所得算出税額 100 超短期土地等事業所得 164 勤労学生控除 228 分離短期譲渡必要経費 分離短期度逐必要経費 627 分離長期譲渡必要経費 628 分離短期度逐必要経費 629 分離短期度逐必要経費 629 分離短期度逐少要経費 629 分離長期譲渡必要経費 629 分離長期譲渡が開発 629 分離長期譲渡が開発 629 分離長期譲渡が開始 629 分離長期譲渡が開始 629 分離長期譲渡時別控除 629 分離長期譲渡時初控除 629 分離長期譲渡時初控除 629 分離長期譲渡時初控除 629 分離長期譲渡時別控除 629 分離長期譲渡時別控除 629 分離長期渡時時 629 分離長期渡時時 629 分離長期接上期 629 分離長期接上時 629 分離長期接上期 629 分離長期度を 629 629 分離長期度を 629 分離長期度を 629 分離長期度を 629 分離長期度を 629 629 629 629 629 629 629 629 629 629 629 629		普通徴収		その他雑所得	160	寄附金控除	224	必要経費
34 年金特徴 98 特例肉用牛所得(売却額) 102 老年者控除 226 総合長期譲渡必要経費 355 公年所得算出税額 99 土地等事業所得 163 寡婦・寡夫控除 227 一時必要経費 37 所得金額 101 非課稅所得 165 蘭書者控除 229 分離短期譲渡必要経費 (一般				免税所得		寄附金控除(所得税)		総合短期譲渡必要経費
35 公年所得算出稅額	$\overline{}$	年金特徴		特例肉用牛所得(売却額)	_		-	
超短期土地等事業所得 164 勤労学生控除 228 分離短期譲渡必要経費(単版) 228 分離短期譲渡必要経費(単加) 228 分離短期譲渡必要経費(軽減 237 238 239 分離短期譲渡必要経費(軽減 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230 230		公年所得算出税額		十地等事業所得		宴婦•宴夫控除		
33 所得金額			_			勒学生控除	-	
営業等所得		<u>和平仍付弃出仇限</u> 所得金額		走型税所得 主理税所得		<u> </u>	_	分離短期譲渡必要経費(軽減)
339 農業所得 103 収入金額 167 配偶者特別控除 231 分離長期譲渡必要経費(特定 40 その他事業所得 105 農業収入 168 技養控除 232 分離長期譲渡必要経費(特定 41 不動産所得 105 農業収入 168 基礎控除 233 分離長期譲渡必要経費(長公開 42 利子所得 106 その他事業収入 170 配偶者合計所得 234 株式譲渡必要経費(上場) 43 配当所得(所得税) 107 不動産収入 171 専従者控除合計額 235 先物取引必要経費 44 給与所得 108 利子収入 172 地震保険料控除 236 先初取引必要経費(上場) 45 雑所得 109 配当収入 173 特別控除額 237 株式譲渡必要経費(一般) 46 総合短期譲渡所得 110 給与収入 174 配当控除 238 株式譲渡必要経費(一般) 47 総合長期譲渡所得 110 給与収入 174 配当控除 237 株式譲渡必要経費(一般) 48 一時所得 112 雑収入(その他) 175 住主取得等特別控除 239 分離配当必要経費(一般) 50 分離短期譲渡所得(中般) 151 分離短期譲渡所得(平般) 160 分離短期譲渡渡水の機能 238 株式譲渡必要経費(一般) 51 分離短期譲渡所得(軽減) 176 企業取り建設度等特別控除 238 株式譲渡必事務		7/10 並設 受業等所得		特例肉田生理税所得		一件日日江 <u>(水</u> 配偶者控除	-	
その他事業所得		<u> </u>		ID X 全額		配偶 6 江 / M / C / C / C / C / C / C / C / C / C	-	
41 不動産所得		- 展末が付 その他車業所得	_	- 投入並根 一 音楽 生 lp λ		上	_	
42 利子所得		不動産所得		<u> </u>		工		
171 専従者控除合計額 235 先物取引必要経費 44 給与所得 108 利子収入 172 地震保険料控除 236 山林必要経費 45 雑所得 109 配当収入 173 特別控除額 237 株式譲渡必要経費(一般) 総合長期譲渡所得 110 総与収入 174 配当控除 238 株式譲渡必要経費(一般) 総合長期譲渡所得 111 雑収入(公的年金) 175 住宅取得等特別控除 238 株式譲渡必要経費(新株) 48 一時所得 112 雑収入(公的年金) 175 住宅取得等特別控除 239 分離配当必要経費 500 分離短期譲渡時別控除前(一般) 114 分離株式譲渡収入(一般) 177 災害減免額			_			会域に 下 本 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_	
44 給与所得		777777				11.	_	怀 八 禄 及 必 安 社 其 (工 场 /)
45 雑所得		10日月11日代/ 公月記名		个別性収入			-	工物以引必安社复
110 総与収入 174 配当控除 238 株式譲渡必要経費(新株) 447 総合長期譲渡所得 111 雑収入(公的年金) 175 住宅取得等特別控除 239 分離配当必要経費 399 分離配当必要経費 399 分離配当必要経費 399 分離配当必要経費 399 分離配当必要経費 399 分離配当必要経費 399 分離短期譲渡所得(2000 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399 399			_	利士収入	_	地层体陕科控队	_	
239 分離配当必要経費 239 分離短期譲渡 239 分離配当必要経費 239 分離短期譲渡 239 分離記当必要経費 239 分離短期譲渡 239 分離記当必要経費 239 分離短期譲渡 239 分離短期譲渡 239 分離記当必要経費 239 分離短期譲渡 240 239 分離短期譲渡 240 239 分離短期譲渡 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240 2		推り付 公人に知るを記る				行 为 控际银	-	休式議股必安裕負(一般)
112 雑収入(その他)	$\overline{}$	松石及朔議股所行	_			10000000000000000000000000000000000000	_	休 八 議 股 必 妥 控 負 (和 休 /)
49 長短期一時所得1/2 113 分離株式譲渡収入(一般) 177 災害減免額 50 分離短期譲渡特別控除前(一般) 114 分離株式譲渡収入(新株) 178 外国税額控除 51 分離短期譲渡所得(一般) 115 退職収入 179 定率減税額 52 分離短期譲渡所得(軽減) 116 専従者給与収入 180 分離短期譲渡特別控除(一般) 53 分離短期譲渡課務所得(軽減) 117 事従者給与所得 181 分離短期譲渡特別控除(軽減) 54 分離長期譲渡所所得(軽減) 118 先物取引収入 182 分離長期譲渡特別控除(一般) 55 分離長期譲渡所得(一般) 120 分離株式譲渡収入(上場) 183 分離長期譲渡特別控除(特定) 56 分離長期譲渡所得(中定) 121 分離配当収入 185 山林所得特別控除 57 分離長期譲渡所得(特定) 122 総合短期譲渡収入 186 総合譲渡特別控除 59 分離長期譲渡所得(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅借入金等特別控除可能額 61 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除 62 分離未式譲渡所得(新株) 126 分離短期譲渡収入(一般) 190 住宅借入金等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年</td><td>239</td><td>分離配当必要栓質</td></t<>						11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年	239	分離配当必要栓質
50 分離短期譲渡特別控除前(一般) 114 分離株式譲渡収入(新株) 178 外国税額控除 51 分離短期譲渡所得(一般) 115 退職収入 179 定率減税額 52 分離短期譲渡所得(軽減) 116 専従者給与収入 180 分離短期譲渡特別控除(軽減) 53 分離短期譲渡課院所得(軽減) 117 事従者給与所得 181 分離短期譲渡時別控除(軽減) 54 分離短期譲渡課院所得(軽減) 118 先物取引収入 182 分離長期譲渡特別控除(一般) 55 分離長期譲渡所列控除(一般) 119 分離株式譲渡収入(未公開) 183 分離長期譲渡特別控除(特定) 56 分離長期譲渡所得(一般) 120 分離株式譲渡収入(上場) 184 分離長期譲渡特別控除(軽課) 57 分離長期譲渡所得(特定) 121 分離配当収入 185 山林所得特別控除 58 分離長期譲渡所得(特定) 122 総合短期譲渡収入 186 総合譲渡特別控除 59 分離長期譲渡所得(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡課課課 124 一時収入 188 住宅借入金等特別控除可能額 61 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離未式譲渡所得(新株) 126 分離短期譲渡収入(一般) 190 住宅借入金等特別控除可能額 63 分離未式譲渡所得(新株) <t< td=""><td>$\overline{}$</td><td></td><td></td><td>稚収人(その他)</td><td>_</td><td></td><td></td><td></td></t<>	$\overline{}$			稚収人(その他)	_			
51 分離短期譲渡所得(一般) 115 退職収入 179 定率減税額 52 分離短期譲渡所得(軽減) 116 専従者給与収入 180 分離短期譲渡特別控除(一般) 53 分離短期譲渡所得(軽減) 117 専従者給与所得 181 分離短期譲渡特別控除(軽減) 54 分離短期譲渡渡税所得 118 先物取引収入 182 分離長期譲渡特別控除(一般) 55 分離長期譲渡所得(一般) 119 分離株式譲渡収入(未公開) 183 分離長期譲渡特別控除(特定) 56 分離長期譲渡所得(一般) 120 分離株式譲渡収入(上場) 184 分離長期譲渡特別控除(軽課) 57 分離長期譲渡所得(特定) 121 分離配当収入 186 総合譲渡特別控除(整課) 58 分離長期譲渡所得(特定) 123 総合良期譲渡収入 187 一時所得特別控除 59 分離長期譲渡所得(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡収入(基減) 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離未式譲渡所得(新株) 126 分離短期譲渡収入(一般) 190 電子証明書等特別控除 63 分離未式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除	$\overline{}$				_		1	
52 分離短期譲渡特別控除前(軽減) 116 専従者給与収入 180 分離短期譲渡特別控除(一般) 53 分離短期譲渡所得(軽減) 117 専従者給与所得 181 分離短期譲渡特別控除(軽減) 54 分離短期譲渡課税所得 118 先物取引収入 182 分離長期譲渡特別控除(一般) 55 分離長期譲渡所得(一般) 119 分離株式譲渡収入(未公開) 183 分離長期譲渡特別控除(特定) 56 分離長期譲渡所得(一般) 120 分離株式譲渡収入(上場) 184 分離長期譲渡特別控除(軽課) 57 分離長期譲渡所得(特定) 121 分離配期譲渡収入 185 山林所得特別控除 58 分離長期譲渡所得(特定) 123 総合短期譲渡収入 186 総合譲渡特別控除 59 分離長期譲渡所得(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡所得(一般) 125 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式譲渡所得(新株) 126 分離短期譲渡収入(一般) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除					_		1	
53 分離短期讓渡所得(軽減) 117 専従者給与所得 181 分離短期讓渡特別控除(軽減) 54 分離短期讓渡課稅所得 118 先物取引収入 182 分離長期讓渡特別控除(一般) 55 分離長期讓渡時別控除前(一般) 119 分離株式讓渡収入(未公開) 183 分離長期讓渡特別控除(特定) 56 分離長期讓渡所得(一般) 120 分離株式讓渡収入(上場) 184 分離長期讓渡特別控除(軽課) 57 分離長期讓渡所得(特定) 121 分離已期現入 185 山林所得特別控除 58 分離長期讓渡所得(特定) 123 総合長期讓渡収入 186 総合讓渡特別控除 59 分離長期讓渡所得(輕課) 123 総合長期讓渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期讓渡所得(輕課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期讓渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離長期讓渡収入(一般) 190 電子証明書等特別控除 63 分離未式讓渡所得(新株) 127 分離長期讓渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除	-		_		_		1	
54 分離短期譲渡課税所得 118 先物取引収入 182 分離長期譲渡特別控除(一般) 55 分離長期譲渡所得(一般) 119 分離株式譲渡収入(未公開) 183 分離長期譲渡特別控除(特定) 56 分離長期譲渡所得(一般) 120 分離株式譲渡収入(上場) 184 分離長期譲渡特別控除(軽課) 57 分離長期譲渡所得(特定) 121 分離回当収入 185 山林所得特別控除 58 分離長期譲渡所得(特定) 122 総合題期譲渡収入 186 総合譲渡特別控除 59 分離長期譲渡所得(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離未式譲渡所得(布) 126 分離短期譲渡収入(軽減) 190 電子証明書等特別控除 63 分離未式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額			_		_		1	
55 分離長期讓渡特別控除前(一般) 119 分離株式讓渡収入(未公開) 183 分離長期讓渡特別控除(特定) 56 分離長期讓渡所得(一般) 120 分離株式讓渡収入(上場) 184 分離長期讓渡特別控除(軽課) 57 分離長期讓渡特別控除前(特定) 121 分離配当収入 185 山林所得特別控除 58 分離長期讓渡所得(特定) 122 総合短期讓渡収入 186 総合護渡特別控除 59 分離長期讓渡所得(軽課) 123 総合長期讓渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期讓渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期讓渡課稅所得 125 分離短期讓渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式讓渡所得(新株) 126 分離短期讓渡収入(一般) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式讓渡所得(新株) 127 分離長期讓渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額			117		181		1	
分離長期譲渡所得(一般) 120 分離株式譲渡収入(上場) 184 分離長期譲渡特別控除(軽課) 分離長期譲渡所得(特定) 121 分離配当収入 185 山林所得特別控除 185 山林所得特別控除 185 山林所得特別控除 186 総合譲渡特別控除 186 総合譲渡特別控除 187 一時所得特別控除 188 住宅耐震改修特別控除 188 住宅耐震改修特別控除 189 住宅借入金等特別控除 189 日本日本			_		182		1	
57 分離長期譲渡特別控除前(特定) 121 分離配当収入 185 山林所得特別控除 58 分離長期譲渡所得(特定) 122 総合短期譲渡収入 186 総合譲渡特別控除 59 分離長期譲渡所得(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡課稅所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡課稅所得 125 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式譲渡所得(一般) 126 分離短期譲渡収入(軽減) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額			_		_		1	
58 分離長期譲渡所得(特定) 122 総合短期譲渡収入 186 総合譲渡特別控除 59 分離長期譲渡所得(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡課税所得 125 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式譲渡所得(一般) 126 分離短期譲渡収入(軽減) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額			120		_		1	
59 分離長期譲渡特別控除前(軽課) 123 総合長期譲渡収入 187 一時所得特別控除 60 分離長期譲渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡課税所得 125 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式譲渡所得(一般) 126 分離短期譲渡収入(軽減) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額	57		121	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	185		1	
60 分離長期譲渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡課税所得 125 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式譲渡所得(一般) 126 分離短期譲渡収入(軽減) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額	58	分離長期譲渡所得(特定)	122		186		1	
60 分離長期譲渡所得(軽課) 124 一時収入 188 住宅耐震改修特別控除 61 分離長期譲渡課税所得 125 分離短期譲渡収入(一般) 189 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式譲渡所得(一般) 126 分離短期譲渡収入(軽減) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額	59		123	総合長期譲渡収入	187	一時所得特別控除]	
61 分離長期譲渡課税所得 125 分離短期譲渡収入(一般) 188 住宅借入金等特別控除可能額 62 分離株式譲渡所得(一般) 126 分離短期譲渡収入(軽減) 190 電子証明書等特別控除 63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額	60	分離長期譲渡所得(軽課)	124		188		1	
62 分離株式譲渡所得(一般) 126	61		_		_		1	
63 分離株式譲渡所得(新株) 127 分離長期譲渡収入(一般) 191 住宅借入金等特別控除見込額	62				-		1	
			_		_		1	
A LIN CALLE ALL AND	$\overline{}$		_		-		1	
	<u></u> +	73 PH 1/17-WHAX (1X 1 / 1 1)	.20	/ PILLY /VIRX //X TAXY (TY AC /		THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF		

(另	川紙1) 番号法第19条第7	号別表2に定める情報照会者及び事務	
項番	情報照会者	事務	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が 行うこととされた健康保険に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険給付の支援、近よる保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付の関係者報」という。)であって主教省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であっ	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等
3	健康保険組合	て主務省令で定めるもの 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が 行うこととされた船員保険に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30 号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険等給付 関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定 入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 旧音短が生による除生に通師を付表 性例除実用活所	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方 税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定め
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院 措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に規定 する事業主体である都道府県知事 又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるも	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委 員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支 給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収 金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
54	住宅地区改良法第2条第2項に規 定する施行者である都道府県知事 又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若 しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対す る措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省会で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法 の長期給付等に関する施行法による年金である給付の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの

(另	J紙1) 番号法第19条第7	号別表2に定める情報照会者及び事務	
項番	情報照会者	事務	特定個人情報
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主 務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等
	11.00	務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免	関係情報であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者 で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便 宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	(国) 10年 (日本) 10年 (日	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令
71	 厚生労働大臣又は都道府県知事	<u>務省令で定めるもの</u> 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務	で定めるもの 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
	 市町村長(児童手当法第17条第	であって主務省令で定めるもの 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関す	
74	1項の表の下欄に掲げる者を含	る事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若 しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児 童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の支給に関する情報であって主
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32 条第2項に規定する存続組合又は 平成8年法律第82号附則第48 条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置す る市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚 生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	で定めるもの 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合制等を 廃止する等の法律による年金である給保付の 原金第3項の規定により厚生年金保険の現たる 政府が支給するものとされた年金である給付を除 く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴 収に関する事務であって主発省会で定めるもの。	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基法年に基金法によるとは年法律第21号による改正前の農業者年金を定による給付の支給に関する事務であって主務省令で	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令
107	厚生労働大臣	関する事務であって主務省令で定めるもの 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって	で定めるもの 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
112	文部科学大臣、都道府県知事又は	<u>事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるも</u> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令
113	都道府県教育委員会 厚生労働大臣	支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関 する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事	で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令
		務であって主務省令で定めるもの	で定めるもの
115	平成23年法律第56号附則第2 3条第1項第3号に規定する存続	平成23年法律第56号による年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(另	(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める情報照会者及び事務						
項番	情報照会者	事務	特定個人情報				
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方 税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定め				
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金 生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの				
120	秋 日 日 日 11 14	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医 療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるも	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの				

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人	情報ファイル名	Ä
(4)収納情報フ	アイル	
2. 基本情報		
①ファイルの種	重類 ※	<選択肢> [1)システム用ファイル
②対象となる本	本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となるオ 	本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人、または当市内に事業所または家屋敷を有する個人で当市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者
その)必要性	 地方税法第34条および第45条の2~第45条の3の3、地方税法294条および317条の2に基づいて課税された賦課情報を使用するため。
④記録される項	頁目	<選択肢> [10項目以上50項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な	記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号
その)妥当性	個人番号:課税情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号 (宛名番号)を保有する。 地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。
全て	の記録項目	別添1を参照。
5保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部	署	財政部納税課

3. 犋	3. 特定個人情報の入手・使用					
			[〇]本人又は本人の代理人			
			[〇]評価実施機関内の他部署 (市民税課)			
			[]行政機関・独立行政法人等 ()			
	手元 ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()			
			[]民間事業者 ()			
			[]その他()			
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ			
<u> </u>	£ + :+		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム			
	手方法		[]情報提供ネットワークシステム			
			[〇]その他 (個人住民税システム)			
③使月	用目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な徴収事務を行うため。			
		使用部署	財政部納税課			
④使月	用の主体	使用者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
⑤使用方法			徴収事務 ・同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。			
情報の突合			徴収事務 ・収納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。			
⑥使用開始日			平成28年1月			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			の取扱いの委託			
去計/	(選択肢) (要託する] (選択肢) (要託する] (選択肢)					
安武	の有無 ※		(4)件			
委託	事項1		基幹業務システム(収納管理)の保守業務			
①委詞	 七内容		基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理			
②委請	も たたおけ	る取扱者数	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (工程) 10人未満 (1) 10人未満 (2) 10人以上50人未満 (2) 10人以上50人未満 (2) 10人以上500人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上			
③委請	モ先名		日本電気株式会社			
	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承 諾する。			
	⑥再委託	事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ			
委託事項2			基幹業務システム(収納管理)のオペレーション業務			
①委託内容			基幹業務システム(収納管理)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など			
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>			
③委託先名			1			

再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項3	基幹業務システム(収納管理)の保守業務
①委詞	托内容	基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理
②委言	托先における取扱者数	<選択肢>
③委詰	托先名	NECソリューションイノベータ株式会社
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項4	基幹業務システム(収納管理)の保守業務
①委詞	托内容	基幹業務システム(収納管理)の改修・保守業務全般、各種処理
<mark> ② 女 記 </mark>		[10人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ
雨	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 犋	詩定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
+□ / ++ .	移転の有無	[〇] 提供を行っている (
挺洪.	を表の有無	[] 行っていない
提供先1		他市区町村
①法令上の根拠		地方税法第20条の11、番号法第19条12号
②提供先における用途		滞納状況等の調査のため
③提供する情報		収納情報
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		収納情報ファイルに記録されたもの

	[]情報提供ネットワークシステム	[] 専用線				
 ⑥提供方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
① 提供方法	[] フラッシュメ モ リ	[〇]紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度	調査及び照会を受けた都度					
6. 特定個人情報の保管・	消去					
 (本市における措置〉 生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。 バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。 紙媒体資料については、保存年限の過ぎたものから、職員立会いの下、処理業者において焼却処理行う。 						
7. 備考	7. 備考					

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報ファイル(抜粋)

1	賦課年度(賦課決定された年度)
2	課税年度(本来課税すべき年度)
3	科目
4	期別
5	宛名番号
6	個人番号
7	調定情報
8	調定額
9	納期限
10	納付情報
11	納付額
12	納付年月日
13	更新年月日
14	更新職員ID

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個	特定個人情報ファイル名				
(5)滞納情幸	服ファイル				
2. 基本情	報				
①ファイルの	D種類 ※	〈選択肢〉 [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる	る本人の数	<選択肢>			
③対象となる	る本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で当市に土地または家屋、有形償却資産を所有する者(固定資産課税台帳に 所有者として登録されている者)で、かつ指定された納期限までに徴収金を完納できなかった者			
₹	その必要性	地方税法第331条、第334条に基づき、滞納された個人住民税の徴収を適正に行うため。			
④記録され	る項目	<選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上			
∄	Èな記録項目 <mark>※</mark>	・識別情報			
₹	その妥当性	個人番号:収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号 (宛名番号)を保有する。 地方税関係情報:課税の元となる所得、控除情報および課税情報を保有する。			
全	全ての記録項目	別添1を参照。			
⑤保有開始	ì目	平成28年1月			
⑥事務担当部署		財政部納税課			
3. 特定個	人情報の入手・個	使用			
①入手元 ※		[]本人又は本人の代理人 [O]評価実施機関内の他部署 (市民税課) [O]行政機関・独立行政法人等 (税務署、日本年金機構) [O]地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市町村担当課) []民間事業者 () [O]その他 (収納管理情報より入手)			

			[〇]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ					
②入=	£ 方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム					
			[]情報提供ネットワークシステム					
			[O]その他 (収納管理システム)					
③使月	月目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な徴収事務を行うため。					
		使用部署	財政部納税課					
④使月	用の主体	使用者数	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上					
⑤使月	用方法		徴収事務 ・同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号 を利用する。					
	情報の	の突合	徴収事務 ・収納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。					
6使月	用開始日		平成28年1月					
4. 特	定個人情	報ファイルの	の取扱いの委託					
委託の有無 ※			(委託する 3 ((4) 件					
委託	事項1		基幹業務システム(滞納管理)の保守業務					
①委託	托内容		基幹業務システム(滞納管理)の改修・保守業務全般、各種処理					
②委訂	も たたおけ	る取扱者数	<選択肢>					
③委訂	モ先名		日本電気株式会社					
н Н	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承 諾する。					
	⑥再委託	事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ					
委託	事項2		基幹業務システム(滞納管理)のオペレーション業務					
①委詰	托内容		基幹業務システム(滞納管理)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など					
②委託先における取扱者数		る取扱者数	〈選択肢〉 (選択肢〉 10人未満 10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 					
③委請	托先名		株式会社I・TECソリューションズ					
再	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法						
	⑥再委託	事項						

委託	事項3	基幹業務システム(滞納管理)の保守業務				
①委訂	千内容	基幹業務システム(滞納管理)の改修・保守業務全般、各種処理				
②委i	毛先における取扱者数	<選択肢>				
③委言		NECソリューションイノベータ株式会社				
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
委託	事項4	基幹業務システム(滞納管理)の保守業務				
①委訂	千内容	基幹業務システム(滞納管理)の改修・保守業務全般、各種処理				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ				
再委託	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
5. 特	テ定個人情報の提供・ラ	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・	移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない				
提供	 先1	他自治体				
①法令	令上の根拠	地方税法第20条の11、番号法第19条12号				
②提信	共先における用途	滞納状況等の調査のため				
3提6	供する情報	滞納者情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上				
⑤提信 本人の	共する情報の対象となる)範囲	滞納情報ファイルに記録されたもの				
⑥提信	共方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]紙 []その他 ()				
⑦時期	期∙頻度	調査及び照会を受けた都度				

6. 特定個人情報の保管・消去 〈本市における措置〉 ・生体認証により入退室管理を行う電算機室内のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管す

る。 ・紙媒体資料については、保存年限の過ぎたものから、職員立会いの下、処理業者において焼却処理を 行う。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納情報ファイル(抜粋)

持納情報ファイル(抜粋)			
1	宛名番号		
2	個人番号		
3	財産情報		
4	財産区分		
5	処分情報		
6	処分年月日		
7	処分解除年月日		
8	処分完了年月日		
9	賦課年度		
10	課税年度		
11	科目		
12	期別		
13	分納情報		
14	誓約年月日		
15	誓約解除年月日		
16	賦課年度		
17	課税年度		
18	科目		
19	期別		
20	執行停止情報		
21	停止年月日		
22	取消年月日		
23	賦課年度		
24	課税年度		
25	科目		
26	期別		
27	更新年月日		
28	更新職員ID		

1. 特定個人情報ファイル名

(1)課税対象者情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容>

・賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理してい る既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しない よう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意をして確認を行っている。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。

リスクに対する措置の内容

<必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容>

・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するために必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行

われない仕組みが講じられている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

Γ

<基幹業務システム(個人住民税)における措置> ・個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的 に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない仕組みが構

築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができないよ

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

う、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。

・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス 制御を実施している。

十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない

<基幹業務システム(個人住民税)における措置>

具体的な管理方法

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そ のユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末及びICカードをシステムで管理することにより、不要な端末からの利用がで

きないような制限を実施している。 ・システムの利用権限については、業務に必要な権限のみを付与する。

<職員等が事務外で使用するリスクへの措置>

・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。

・・担当者へ定期的にヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認 する。

<選択肢>

・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置>

・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

Γ

・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

十分である

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
	: 委託先における不正な					
	ど約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めてい	ర]	<選択肢> 1) 定めている)定めていない
	規定の内容	持) ・委託先は、委託業務にてはならない。(委託・委託先は、委託業務された資料等を、委託の禁止) ・委託先は、委託業務の禁止) ・委託先は、委託業務	上(管理業務上 を処理(管理業 業務(管理業務 を処理(管理業元の承諾なしに を処理(管理業	:)知り得た特定個. 務を実施)するため 務)の範囲を超えた 務を実施)するため :第三者に提供して 務を実施)するため	人情報を他に漏らし りに必要な範囲を 特定個人情報の利 りに委託元から提供 にはならない。(第三 りに委託元から提供	ではならない。(秘密の保 望えて、特定個人情報を利用 用の禁止) された特定個人情報が記録 者への特定個人情報の利用 はされた特定個人情報が記録 まされた特定個人情報が記録 まされた特定個人情報が記録 まされた特定個人情報が記録
		製の禁止) ・委託先は、委託業務・漏れたとき、特定個人・委託元にその旨を報告	を処理(管理業情報が記録され になければならこの情報の保証	務を実施)するため れた資料等を紛失し らない。(事故発生 隻に関する特記事1	りに委託元から提供 したときその他の事 時における報告義 頁に違反したと認め	された特定個人情報が他に 故が発生したときは、直ちに 務) るときは、委託先に対し契約
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行って	[いる]	く選択肢> 1)特に力を <i>〕</i> 3)十分に行っ)十分に行っている)再委託していない
	具体的な方法	・作業従事者個人から	誓約書を徴し、	未提出者は作業を	させない。	
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を <i>〕</i> 3)課題が残る)十分である
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその [。]	他のリスク及び	そのリスクに対す	る措置	
·契約 〈特定 ·操作相 ·操作相	契約終了後の不正使用書内に契約終了後も特定 書内に契約終了後も特定 個人情報ファイルの操作 権限を持つものを必要最 権限を持つ者のアカウン 履歴(ログ)を取得し、適	を個人情報の保護を遵守 を者の制限> 小限にする。 ト管理を行い、システム 宜、不正な使用がない。	上で操作を制	限する。		
	定個人情報の提供・移転 : 不正な提供・移転が行		ットワークシステ	テムを通じた提供を	を除く。)	[]提供・移転しない
特定個	国人情報の提供・移転 るルール	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めている	5 2)定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法、住基法、苫小	牧市個人情報	保護条例等の規定	こにより、特定個人作	青報の提供・移転を行う。
その他	也の措置の内容	めており、所属長の承・不正が発覚した場合 ルス感染時の緊急対応・職員の特定個人情報 た職場の知識の共有を	認が必要となる 、「全庁LAN管 なマニュアル」に の利用範囲等 E図っている。 室権限」及び「4	5。(苫小牧市情報 理下における個人 こより事故への対応 の理解を徹底する 5特定個人情報フ	セキュリティ対策実情報を含む情報資を行う。 ため、職員を研修(書を作成するように要領で定施要領) 施要領) 産の漏えい・コンピュータウイ に参加させ、当該職員を通じ ムへのアクセス権限」を有す

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

]

2) 十分である

十分である

6. 憤	T報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク	1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2:不正な提供が行われ	しるリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報技	是供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク	及びその		
7. 特	定個人情報の保管・	消去			
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク			
①事故周知	女発生時手順の策定・	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	【 発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容				
	再発防止策の内容				
その他	也の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びその	リスクに	対する措置	
		いつまでも存在するリスク> 『等は、保存期間を定め、それる	を過ぎたも	らのは適宜廃棄処分を行う。	
8. 監	査				
実施の	D有無	[O] 自己点検	[]	内部監査 [] 统	外部監査
9. 従	業者に対する教育・福	答			
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な方法	毎に、必要な知識の習得に資	するための	属託職員、臨時職員等を含む。)にの教育を実施する。 の教育を実施する。 する記事等を供覧し、啓発を図る	
10.	その他のリスク対策				
					<u> </u>

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 課税資料ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

<対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容> ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない申告情報については、本市で課税するか どうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市区町村に対して通知する等を行ってお り、目的の範囲を超えた入手が行われない対策を講じている。

リスクに対する措置の内容

・課税対象でない場合は、該当する市区町村を調査した上で、郵送等により情報を伝達している。

<必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容>

・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するために必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行 われない仕組みが講じられている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

Γ

<基幹業務システム(個人住民税)における措置>

・個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的 に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない仕組みが構

リスクに対する措置の内容

築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができないよ う、適切なアクセス制御対策を実施している。

٦

・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス

制御を実施している。

Γ

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 行っている

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

2) 行っていない

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 [行っている]

具体的な管理方法

リスクへの対策は十分か

<基幹業務システム(個人住民税)における措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そ のユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末及びICカードをシステムで管理することにより、不要な端末からの利用がで

きないような制限を実施している。 ・システムの利用権限については、業務に必要な権限のみを付与する。

<職員等が事務外で使用するリスクへの措置>

・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。

その他の措置の内容 する。

・担当者へ定期的にヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認

<選択肢>

・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置>

・システム上、権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

Γ

・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

十分である

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
•	: 委託先における不正							,,e,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
• • • •	契約書中の特定個人情	& K/II 4 V///						
	イルの取扱いに関する	[定めて	いる		<選択肢>)定めている 		2) 定めていない	١
		く特定個人情報記 ・委託先は、委託会 ・委託先はなるは、等 ・委託先なは、等 ・委託先後料 ・委託先後料 ・委託先後半 ・委託先後半 ・委託先後半 ・委託た資止は、等 ・委託たき、その ・委託たき、その ・委託たさは、等 ・委託たさは、等 ・委託たさは、等 ・委託たさは、等 ・委託たさは、等 ・委託たこには、 ・委託たこには、 ・委託たは、 ・委託たこには、 ・委託たこには、 ・での ・での ・での ・での ・での ・での ・での ・での	務上(管理業者 務を集級では、 新を業別のの 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	務上業務業工業務等業務等務を務たなにする表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を<th>得た特定個人情報 に施)するために必 を囲を超えために定 を施)するためには を施)するためには を施)するもして を施)するもして を一、するができる。(契 でいるというでは でいるというできる。(契 ができる。(契</th><th>を要な範囲を 個人情報の提託元か。(を託元か。) を託たらない。(を託たらない。) を託たらない。 を託たらない。 を託たらない。 を記したい。 を記した。 を記した。 を記した。</th><th>超えて、特定個 利用の禁止) 供された特定個 三者への特定個 (特定個人情報の はなれた特定個 はされた特定個 事故が発生したと 養務) めるときは、委託</th><th>人情報を利用 人情報が記録 人情報が記録 人情報が記録 力複写扱が他に 合けは、直ちに対し契約</th>	得た特定個人情報 に施)するために必 を囲を超えために定 を施)するためには を施)するためには を施)するもして を施)するもして を一、するができる。(契 でいるというでは でいるというできる。(契 ができる。(契	を要な範囲を 個人情報の提託元か。(を託元か。) を託たらない。(を託たらない。) を託たらない。 を託たらない。 を託たらない。 を記したい。 を記した。 を記した。 を記した。	超えて、特定個 利用の禁止) 供された特定個 三者への特定個 (特定個人情報の はなれた特定個 はされた特定個 事故が発生したと 養務) めるときは、委託	人情報を利用 人情報が記録 人情報が記録 人情報が記録 力複写扱が他に 合けは、直ちに対し契約
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っ	っている	1 1	〈選択肢>)特に力を入れて)十分に行ってい	ディティ でいる ない	2) 十分に行って 4) 再委託してい	
	具体的な方法	・作業従事者個人か	ら誓約書を徴	し、未提品	出者は作業をさせ	ない。		
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分で	ある	J 1	<選択肢>) 特に力を入れて) 課題が残されて	いるいる	2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるそ	の他のリスク及	及びその「	ノスクに対する措置	<u> </u>		
·契約 <特定 ·操作 ·操作 ·操作	契約終了後の不正使用書内に契約終了後も特定 書内に契約終了後も特定 個人情報ファイルの操作 権限を持つものを必要最 権限を持つ者のアカウン 履歴(ログ)を取得し、適ご	≧個人情報の保護を設 作者の制限> :小限にする。 ト管理を行い、システ 宜、不正な使用がない	・ム上で操作を いことを確認す	·制限する ⁻ る。).			
	定個人情報の提供・移転が行いている。 これでは提供・移転が行います。		ネットワークシ	ステムを	通じた提供を除く	。)	[]提供•	移転しない
特定個	国人情報の提供・移転 るルール	[定めて	いる		<選択肢>) 定めている		2) 定めていない	`
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法、住基法、苫	小牧市個人情	報保護 須	そ例等の規定によ	り、特定個人	、情報の提供・移	転を行う。
その他	也の措置の内容	・データ抽出を行う際めており、所属長の・不正が発覚した場いス感染時の緊急対・職員の特定個人情た職場の知識の共本・「サーバ室等へのる者を厳格に管理し	承認が必要と 合、「全庁LAN 対応マニュアル 報の利用範囲 すを図っている 入室権限」及び	なる。(苫 N管理下I ノ」により 国等の理f)。 バ「本特定	小牧市情報セキュニおける個人情報 事故への対応を行解を徹底するため、個人情報ファイル	ュリティ対策 を含む情報 う。 、職員を研修	実施要領) 資産の漏えい・コ 多に参加させ、当	シピュータウイ 該職員を通じ

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

2) 十分である

十分である

6. 情報提供ネットワーク	システムとの接続		[0] 接続しない(入手)	[0]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	う われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行わ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	ムとの接続に伴うその他のリスク	及びその	Dリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・	·消去			
リスク: 特定個人情報の漏え	えい・滅失・毀損リスク		(No. 10 Pt.)	
①事故発生時手順の策定・ 周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか			<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
その内容				
再発防止策の内容				
その他の措置の内容			A SHEET SHEE	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去に	こおけるその他のリスク及びその「	ノスクに	対する措置	
	「いつまでも存在するリスク> 書等は、保存期間を定め、それを	·過ぎた=	ものは適宜廃棄処分を行う。	
8. 監査				
実施の有無	[〇]自己点検	[]] 内部監査 [] 统	外部監査
9. 従業者に対する教育・	啓発 			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	毎に、必要な知識の習得に資す	するため	属託職員、臨時職員等を含む。)にの教育を実施する。 の教育を実施する。 ける記事等を供覧し、啓発を図る	
10. その他のリスク対策				

1. 特定個人情報ファイル名

(3)課税台帳情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<運用における措置>

課税台帳情報ファイルについては、課税対象者情報ファイル及び課税資料ファイルにおいて入手した情

報から作成されるものであり、適切な措置が講じられた情報を使用している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク <基幹業務システム(個人住民税)における措置> 個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的 に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。 ・番号利用事務以外の事務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組み リスクに対する措置の内容 |が構築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができな いよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス 制御を実施している。 <選択肢> 1 Γ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ューサ	が認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	のユーザがシステム上で利用 ・システムの利用できる端末を 制限を実施している。 <基幹業務システム(個人住民	ードによる認証を実施しており、認可能な機能を制限することで、不可システムで管理することにより、不 民税)の運用における措置> として、外部からの侵入を防ぐため	証後は利用機能の認可機能により、そ E利用が行えない対策を実施している。 要な端末からの利用ができないような のファイアウォールの設置とウィルス	
その他の措置の内容		記録を行っている。(操作者な			
リスク	への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている。		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない					
リスク	: 委託先における不正	€使用等のリスク				
	2約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	〈特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項〉 ・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を他に漏らきままままま。 ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要な範囲をしてはならない。(委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはならない。(第用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提高れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したときその他の認義託元にその胸を報告しなければならない。(事故発生時における報告書・委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違反したと認(指定)の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(契約(指定)の)	超えて、特定個人情報を利用利用の禁止) 供された特定個人情報が記録三者への特定個人情報が記録 (特定個人情報が記録 (特定個人情報の複写及び複 ・供された特定個人情報が他に事故が発生したときは、直ちに ・養務) めるときは、委託先に対し契約			
	E先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない			
	具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせない。				
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
·契約· <特定 ·操作 ·操作	<委託契約終了後の不正使用等のリスク> ・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。 <特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限> ・操作権限を持つものを必要最小限にする。 ・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。					
5. 特	定個人情報の提供・移車	: (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない			
リスク	: 不正な提供・移転が行					
	国人情報の提供・移転 るルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人	、情報の提供・移転を行う。			
		・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記載した依頼めており、所属長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリティ対策:・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報・	実施要領)			

ルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行う。

た職場の知識の共有を図っている。

十分である

[

る者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。

・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じ

・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有す

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

その他の措置の内容

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<委託契約終了後の不正使用等のリスク>

- 契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。
- <特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限>
- ・操作権限を持つものを必要最小限にする。
- 操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
- ・操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

↑接続しない(入手) 「 〕接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

リスクに対する措置の内容

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。

(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か

十分である]

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

Γ

Γ

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リ ストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワーク システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した 情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定

個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。
・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

リスクへの対策は十分か

リスクに対する措置の内容

十分である

]

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

П	マカ.	特宁個	人情報の漏えし	\減生	・即揖ロフ	h
• /	I X ' / '	77 IL 10	人「日羊▽∪」)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 = JINV ——	• 	٠,

	. 特定個人情報の漏え	0 - 1135	人以识力へ					
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行	うっている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容							
その他の措置の内容						理を徹底する。 管理の上保管する。		
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>

- ・個人番号が記載された申請書等は、保存期間を定め、それを過ぎたものは適宜廃棄処分を行う。
- ・電子情報については行政サービスに利用するため、消去を行わないが、住民票の発行等をシステム的に制限を行う。

8. 監査

実施の有無		[O]自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査				
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発									
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ	れて行って「 ていない	いる 2) 十分に行っている				
・システムを利用する職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一次毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施する。 ・部署内で個人情報の漏えい事件に関する記事等を供覧し、啓発を図る。										

10. その他のリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名

(4)収納情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<運用における措置>

収納情報ファイルについては、課税台帳情報ファイルに登録されている課税情報から作成されるもので あり、適切な措置が講じられた情報を使用している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<基幹業務システム(個人住民税)における措置>

個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的 に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。

・番号利用事務以外の事務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組み が構築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができな いよう、適切なアクセス制御対策を実施している。

・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。

1

・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス 制御を実施している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理

[行っている - 1

Γ

<選択肢> 1) 行っている

2) 行っていない

<基幹業務システム(収納管理)における措置>

・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そ のユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような 制限を実施している。

具体的な管理方法

<基幹業務システム(収納管理)の運用における措置>

・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス 対策ソフトの導入を行っている。

その他の措置の内容

<特定個人情報の使用の記録>

・基幹業務システム(収納管理)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記 録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。)

・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

Γ

・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない								
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2)	定めていない					
	規定の内容		理の提第 提(提事義める 提等	えて、特定個人情報を 用の禁止) された特定個人情報が 者への特定個人情報が された特定個人情報が ま定個人情報の複写及 された特定個人情報が された特定個人情報が された特定個人情報が された特定個人情報が るときは、委託先に対し	利 記利 記び 他に はち				
	もまたはる特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない		十分に行っている 再委託していない					
	具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせない。							
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2)	十分である					
特定侧	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
·契約 <特定 ·操作 ·操作	「個人情報ファイルの閲覧 権限を持つものを必要最 権限を持つ者のアカウン	定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。 覧者・更新者の制限>							
		転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しな	にい				
	: 不正な提供・移転が行 固人情報の提供・移転	「「「「「」」、「」(選択肢)							
	るルール	[定めている] (意外な) 1) 定めている	2)	定めていない					
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定値	固人情	報の提供・移転を行う。	0				
その他	・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記載した依頼書を作成するように要領でめており、所属長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリティ対策実施要領) ・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピューターイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行う。 ・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通た職場の知識の共有を図っている。 ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有る者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。								

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

[

リスクへの対策は十分か

十分である

	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
6. 情	青報提供ネットワークシ	ノステ.	ムとの接続			[〇]指	接続しない(.	入手)	[〇]接続	しない(提供)
リスク	1: 目的外の入手が行	われる	リスク							
リスク	に対する措置の内容									
リスク	への対策は十分か	[]	く選択肢 1) 特に力 3) 課題が	> を入れている 残されている	2)十分である	
リスク	2: 不正な提供が行われ	しるリス	.ク							
リスク	に対する措置の内容									
リスク	への対策は十分か	[]	く選択肢ン 1) 特にカ 3) 課題が	> を入れている 残されている	2)十分である	
情報技	是供ネットワークシステム	との接	き続に伴うその	の他のリスク	ウ及びそ	のリスクに対す	る措置			
7. 朱	詩定個人情報の保管・	消去								
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅	失・毀損リスク	ל						
①事は周知	枚発生時手順の策定・	[十分に行	_{すっている}]	く選択肢) 1)特に力 3)十分に	> を入れて行っ 行っていない	ている 2)十分に行っ	ている
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢ン 1)発生あ		2)発生なし	
	その内容									
	再発防止策の内容									
その作	也の措置の内容					管理を徹底す。 錠管理の上保	:管する。			
リスク	への対策は十分か	[十分了	である]	<選択肢 1) 特に力 3) 課題が	> を入れている 残されている	2)十分である	
特定值	固人情報の保管・消去に	おける	その他のリス	スク及びその)リスクに	対する措置				
	<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> ・個人番号が記載された申請書等は、保存期間を定め、それを過ぎたものは適宜廃棄処分を行う。									
8. 監	査									
実施の	の有無	0]] 自己点検		[] 内部監査	[] 外部	部監査	
9. 彼	É業者に対する教育・	啓発								
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行	うっている]		> を入れて行っ 行っていない)十分に行っ	ている
	・システムを利用する職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための教育を実施する。 ・部署内で個人情報の漏えい事件に関する記事等を供覧し、啓発を図る。						及び一定期間			
10.	その他のリスク対策									

1. 特定個人情報ファイル名

(5)滞納情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクへの対策は十分か

<選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

│ │<基幹業務システム(滞納管理)における措置>

・個人番号関連事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報(4情報)とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務(システム)以外では、アクセスできないようにしている。

・番号利用事務以外の事務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている(個人番号を物理的に表示しない)。また、システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。

・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。

・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス 制御を実施している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<mark>ユーザ認証の管理</mark> [行っている]

へ歴が放*っ* 1) 行っている

2) 行っていない

具体的な管理方法

<基幹業務システム(収納管理)における措置>

・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。

<基幹業務システム(収納管理)の運用における措置>

・不正アクセス行為を防ぐ措置として、外部からの侵入を防ぐためのファイアウォールの設置とウィルス 対策ソフトの導入を行っている。

その他の措置の内容

<特定個人情報の使用の記録>

・基幹業務システム(収納管理)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。)

・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行っている。

1

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

Γ

・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

4. 特	宇定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[]	委託しない					
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク									
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている] <選択肢> 1) 定めている		2) 定め	ていない					
	規定の内容	く特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項> ・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を持) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要してはならない。(委託業務(管理業務)の範囲を超えた特定個・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはなら用の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはな製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはな製の禁止) ・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託漏れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したとき、委託元にその胸を報告しなければならない。(事故発生時におけ、委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違い、	要 大元な 大元な 大元な 大元な 大元な 大元な 大元な 大元な	超 利供 三 は 日 さ 日 さ 日 さ 日 さ は さ は さ な り る さ と さ れ が り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	特定個人情報を利用 (本上) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一) (一					
	ももによる特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていな	うっている こい	2)十分 4)再委	に行っている 託していない					
	具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせな	い。							
その他	也の措置の内容									
リスク	への対策は十分か	【 十分である <選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい		2) 十分	である					
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
·契約 <特定 ·操作 ·操作	「個人情報ファイルの閲覧 権限を持つものを必要最 権限を持つ者のアカウン	:個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。 宣者・更新者の制限>								
		云(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。	,)	[]	提供・移転しない					
	: 不正な提供・移転が行	/ 選扣柱 /								
	固人情報の提供・移転 ・るルール 	[定めている] へ選択版ン 1) 定めている		2) 定め	ていない					
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、	、特定個人	.情報の	提供・移転を行う。					
その他	也の措置の内容	・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記述のており、所属長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリ・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報をイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、野た職場の知識の共有を図っている。 ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルをる者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	リティ対策等 含む情報 う。 職員を研修	実施要領 資産の漏 いに参加	(i) 耐えい・コンピュータウ させ、当該職員を通じ					

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

十分である]

特定個人情報のする措置	提供·移転(氢	委託や作	青報提供ネット	ワークシスラ	テムを通	じた提供を	除く。)におけ	るその他	也のリスク及	びそのリスクに対
6. 情報提供ネ	ットワークシ	ンステム	ムとの接続			[0]	接続しない((入手)	「0]接	続しない(提供)
リスク1: 目的外										1,500 0.0 (2,50,50)
リスクに対する措	置の内容									
リスクへの対策に	は十分か	[]	<選択肢 1) 特に力 3) 課題が	> 」を入れている 、残されている	5 5	2) 十分であ	58
リスク2: 不正な	提供が行われ	こるリス	ク							
リスクに対する措	置の内容									
リスクへの対策に	は十分か	[]	<選択肢 1)特に力 3)課題か	> 」を入れている 、残されている	3 3	2) 十分であ	58
情報提供ネットワ	ークシステム	との接	続に伴うその	他のリスク及	びその	リスクに対す	する措置			
7. 特定個人情	ቸ報の保管∙	消去								
リスク: 特定個人		い・滅り	է・毀損リスク							
①事故発生時手 周知	順の策定・	[十分に行っ	っている]	<選択肢 1)特に力 3)十分に	> を入れて行っ 行っていなし	っている	2) 十分に行	_{丁っている}
②過去3年以内I機関において、個する重大事故が多	人情報に関	[発生なし]		<選択肢 1)発生あ	> 54		2) 発生なし	
その内容										
再発防止:	策の内容									
その他の措置の	内容		書等の保管に フアップデータ			管理の上の	呆管する。			
リスクへの対策は	は十分か	[十分で	ある]		> 」を入れている ヾ残されている		2) 十分であ	5 5
特定個人情報の	保管・消去に	おける	その他のリスク	ア及びそのリ	スクに対	対する措置				
<特定個人情報が ・個人番号が記載		_		-	過ぎたも	のは適宜廃	₹ 棄処分を 行	う。		
8. 監査										
実施の有無]自己点検		[]	内部監査		[] 外	部監査	
9. 従業者に対	する教育・	啓発								
従業者に対する	教育・ 啓発	[十分に行っ	っている]		> を入れて行っ <u>「行っていなし</u>		2) 十分に行	_丁 っている
具体的な	方法	毎に、	テムを利用する 必要な知識の 内で個人情報	習得に資す	るための	り教育を実施	施する。			E時及び一定期間
10. その他の	リスク対策									

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	
①請求先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp
②請求方法	苫小牧市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への 不記載等	
2. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6254 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp
②対応方法	口頭、書面により受付け、状況に応じて速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じることとする。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取 【任意】
①方法	実施しない
②実施日·期間	—
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	実施しない
②方法	_
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	〇番号法 第9条第1項 別表第1(項番16)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番16) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日		〇番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番27 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2 3、26、27、28、29、31、34、35、37、39、 40、42、48、54、57、58、59、61、62、6 3、64、65、66、67、70、71、74、80、84、 87、91、92、94、97、101、102、103、10 6、107、108、113、114、115、116、11 7、120	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番27) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第16条、第19条、第20条、第21条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2	事後	主務省令の追加
平成31年1月4日	I基本情報 6. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	財政部市民税課、財政部納税課、財政部税制課	財政部市民税課、財政部納税課	事後	機構改革に伴う所管部署の変更のため

平成31年1月4日		財政部市民税課長 佐々木 政勝、財政部納税課長 米森 正見、財政部税制課長事務取扱 梶川 広樹	財政部市民税課長、財政部納税課長	事後	機構改革に伴う所管部署の変更及び様式改正のため
平成31年1月4日	【(3)課税対象者情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	4件		地方税法の改正により納税通知書に個人番号を記載しないこととなったため、封入封緘業者を除外する
平成31年1月4日	【(3)課税対象者情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	納税通知書の封入・封緘業務	(削除)		地方税法の改正により納税通知書に個人番号を記載しないこととなったため、除外する
平成31年1月4日	【各特定個人情報ファイル共通】 Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	再算定のため
平成31年1月4日	【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	計数時点の更新のため
平成31年1月4日	亜	委託事項1 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムの改修・保守業務全 般、各種処理	委託事項1 基幹業務システム(収納管理)の保守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)の 改修・保守業務全般、各種処理	事後	記載誤りのため

平成31年1月4日	要	委託事項2 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムにて行う各種処理の 実行や統計帳票等の印刷など	委託事項2 基幹業務システム(収納管理)の保守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)にて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	亜	委託事項3 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムの改修・保守業務全般、各種処理	委託事項3 基幹業務システム(収納管理)の保守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)の 改修・保守業務全般、各種処理	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	要	委託事項4 滞納システムの保守業務 ①委託内容 滞納システムの改修・保守業務全 般、各種処理	委託事項4 基幹業務システム(収納管理)の保守業務 ①委託内容 基幹業務システム(収納管理)の 改修・保守業務全般、各種処理	事後	記載誤りのため
平成31年1月4日	【(4)収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報となる本人の		1万人以上10万人未満	事後	計数時点の更新のため
平成31年1月4日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 及び2. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ ①連絡先	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部税制課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-32-6266 メールアドレス: zeisei@city.tomakomai.hokkaido.jp	財政部市民税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6254 メールアドレス: siminzei@city.tomakomai.hokkaido.jp 財政部納税課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6273 メールアドレス: nouzei@city.tomakomai.hokkaido.jp	事後	機構改革に伴う所管部署の変更のため